



答申第 494 号  
平成 27 年 7 月 6 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 27 年 7 月 6 日付け神行主固第 592 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

農業振興地域等のデータ化及びシステム構築に係る市税情報の提供について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 農業振興地域図の G I S 化に向けたシステムを構築し、最新の土地情報を把握するために、固定資産税に関する情報を行財政局主税部固定資産税課から産業振興局農政部計画課へ提供することは、農振情報の効率的かつ適正な管理が図られ、公益に資するものと認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

農業振興地域等のデータ化及びシステム構築に係る市税情報の提供について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

●市税の情報

神戸市北区・西区における市街化調整区域の全部及び灘区の市街化調整区域の一部(六甲山牧場)に係る下記情報

・地目(登記簿※<sup>1</sup>)

※1: 田・畑・宅地・山林・原野・ため池・雑種地・牧場・公衆用道路・用悪水路

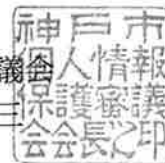
・面積(登記簿)



答申第 495 号  
平成 27 年 7 月 6 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 7 月 6 日  
付け神産農計第 394 号により諮問のありました下記の事項について、次のとお  
り答申します。

記

農業振興地域図のデータ化に伴う市税情報の利用とシステム構築について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 農業振興地域図のGIS化に向けたシステムを構築し、最新の土地情報を把握することは、農振情報の効率的かつ適正な管理が図られることになり、市民サービスの向上に資するものと認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

農業振興地域図のデータ化に伴う市税情報の利用とシステム構築について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

●農振情報

土地の所在 (区, 町(大字・小字), 地番(本番), 地番(枝番), 地番(末番), 地番(孫番))

土地の地区

地目 (登記簿<sup>\*1</sup>)

※1: 田・畑・宅地・山林・原野・ため池・雑種地・牧場・公衆用道路・用悪水路

面積 (登記簿)

地域区分

農業振興地域 (農用地, 農用地外, 農業振興地域外)

農用地用途区分 (農地, 採草放牧地, 混牧林地, 農業用施設用地, 山林原野, その他)

農地区分 (田, 畑, 樹園地)

土地改良事業 (区域内外, 非農地, 事業名, 工事完了年月日)

都市計画法 (市街化区域, 市街化調整区域)

変更状況 (除外年月日, 除外理由)

●人と自然との共生ゾーンの指定情報

地域区分

共生ゾーン区域 (区域内外)

農村用途区域 (環境保全区域, 農業保全区域, 集落居住区域, 特定用途区域(A)・(B))

農村景観保全形成地域

集落界

里づくり区域

みどりの聖域 (区域内外)